

生衛ジャーナル

「広げよう 元気の輪、地域の輪」

2011年9月



C O N T E N T S

ふろんていあ	1
お店探訪	2～3
センターにゆうす	4
せいえい掲示板	5
厚生労働省から	6～7
日本政策金融公庫（国民生活事業）から.....	8～9
消費生活相談の現場から	10～11
いっつもかあさん、ときどきライター	12

原稿・情報をお寄せください

お店探訪

ユニークな経営、集客、地域活動などを行っている生衛業関係のお店をお知らせください。自薦・他薦を問いません。

センターにゆうす

都道府県の各生活衛生営業指導センターで計画中、あるいは実施した特色ある企画や活動など。

その他、ご意見や提言

生衛業の開店・融資・経営などの相談にまつわる成功・失敗談やエピソードなど。

投稿方法

郵送、Fax、E-mail で。郵便番号、住所、氏名（匿名希望の場合はその旨を）、電話番号などの連絡先を明記してください。

送り先

〒111-0051 東京都台東区蔵前 3-15-1 エスピービル 菅原印刷株式会社 生衛ジャーナル制作部

Tel: 03-5687-2211(代) Fax: 03-5687-2310 E-mail: journal@sugawara-p.co.jp

ふるんていあ

三重県立^{おうか}相可高校
食物調理科教諭

村林 新吾

相可高校のある多気郡多気町は、水稲、みかん、柿、伊勢いも、肉牛などの多角的な農業の町として発展してきました。多気町にある自然休養村「多気町五桂池ふるさと村」にある農産物直売施設「おばあちゃんの店」の前に、平成14年、「相可高校調理クラブ」と「五桂池ふるさと村」が協力して、研修施設「まごの店」がオープンしました。「地域と相可高校生の協働」をテーマに、土・日・祝日のみ営業し、仕入れから接客、販売、経理までを高校生だけで行い、まごのような高校生が運営することからこの名前がつけました。

当初は屋台のような造りで調理場が狭く、客席も屋外でしたが、相可高校の取り組みを応援しようという機運が高まり、多気町、ふるさと村の全面的な支援、県内の工業高校の協力のもと、平成17年2月に現在の「まごの店」にリニューアルオープンしました。学校では経験できない実践教育の場として活用するだけでなく、地元食材を活用することで地産地消の活動を進め、その活躍ぶりや地域住民との交流など明るくユニークで元気な話題を提供しています。

「まごの店」は、開店以来、地域特産品の「伊勢いも」をはじめ、米、野菜、卵など地元食材を利用した美味しい料理や生徒たちのきびきびとした姿が話題を呼び、毎営業日には地域内外、遠くは県外から訪れるお客さまで大繁盛、生徒たちが約40人体制で交代して運営を行っています。

現在のメニューは、季節の食材をてんぷらや



「まごの店」の生徒たちに囲まれて
(前列中央が筆者)

煮しめにした「花御膳」と、生徒たちが多気町と協働で開発した地元多気町産の伊勢いもを練り込んだ「とろろ麺」が名物の「まごの店定食」、地域の名産松阪牛を使った「松阪牛すき焼き茶漬け定食」、尾鷲特産の真鯛をごま醤油に漬けた「尾鷲の真鯛茶漬け定食」の4品と、季節限定の「伊勢いもとろろ定食」で、いずれも1,200円で提供し、1日250食以上を売り上げています。

「まごの店」で提供する料理は、「おばあちゃんの店」をはじめ、地元の食材をできる限り活用することで、地産地消の推進に大きく貢献しているだけでなく、「おばあちゃんの店」や「五桂池ふるさと村」への入込客も増加するなど、波及効果による売上向上等により、地元農家の生産意欲の向上や地場農産物の付加価値の向上にもつながっています。

地域で「まごの店」の活動を支えようとする取り組みも広がりを見せ、多気町が橋渡し役となり、店が出た生ゴミは、地元農家で組織される多気有機農業研究会によって堆肥に加工、再利用されています。この堆肥を使って栽培した野菜等は、店の食材としても使用されており、資源循環型で環境にやさしい施設を目指した取り組みにもつながっています。このように、「まごの店」は地産地消の推進を切り口とした地域ぐるみの6次産業化により、地域の活性化に大きく貢献しています。

<注>「まごの店」をモデルとしたテレビドラマ「高校生レストラン」が毎週土曜日、日本テレビ系で今年5～7月に放送された。

「まごの店」と地域活性化

カヤック体験で町に賑わい

景気の低迷や、東日本大震災の影響で、苦戦を強いられている地方温泉地。そんな中、温泉地を囲む豊かな自然を生かして、新しい客層を呼び込もうという取り組みを進めている温泉地がある。鳥取県米子市の「皆生温泉」だ。30代～40代の若手経営者が中心となり、美しい海を満喫する「シーカヤック体験」を行っている。その中心的メンバーである「岩崎館」の代表取締役社長、岩崎康朗さんにお話を伺った。

「皆生温泉」は、弓ヶ浜半島の皆生海岸に面した温泉地で、海岸沿い約1kmに温泉旅館が立ち並んでいる。昭和56年に日本で最初のトライアスロン競技が開催された「トライアスロン発祥の地」として知られるほか、「日本の渚100選」、「日本の白砂青松100選」などにも選ばれている。

そんな風光明媚な景観にある「岩崎館」は、昭和52年にオープンした温泉旅館。境港で揚がる新鮮な海の幸や、日本で5番目に大きい汽水湖「中海」でとれる魚介類のほか、大山地鶏や地元野菜を使った料理が味わえると評判の宿だ。室内は全館畳敷きの純和風の作りで、岩づくりの浴場でゆっくりと皆生の湯を楽しむことができる。

「岩崎館」の2代目社長が、岩崎康朗さんだ。皆生温泉の活性化のために尽力していた岩崎さんが、「皆生温泉旅館組合青年部」の会長を務めていた平成18年に、「シーカヤック体験」を企画した。現在は、「シーカヤック体験」を運営する「皆生レクリエーション協会（KRCA）」の代表も務めている。

「シーカヤック体験を始めたのは、組合のアドバイザーに日本エコツーリズム協会理事で“観光カリスマ”の山田桂一郎氏を迎えたのがきっかけです。これまでは皆生海岸＝海水浴というイメージしかありませんでしたが、山田先生に『この美しい海をオールシーズン活用できる取り組みを考えていくべきだ』とのアドバイスをいただき、メンバーでアイデアを出し合った結果、シーカヤックにたどり着きました」と、これまでの経過を語る岩崎さん。

平成18年秋に、青年部メンバー7名がインストラクターの資格を取得。そして、カヤック6艇を購入してスタートした。現在は、青年部以外の地元の人の参加も増え、インストラクター23名が在籍。カヤックは16艇まで増やし、冬場を除く4月～11月まで予約制でシーカヤック体験を行っている。



「岩崎館」の外観



社長の岩崎康朗さん

温泉旅館「岩崎館」

住所：鳥取県米子市皆生温泉 1-12-30

代表者：岩崎 康朗さん

電話番号：0859・34・3666



風を切って海原を進むシーカヤック体験

コースは、皆生海岸で行う「半日コース」と、島根半島を回る「1日コース」。前半に基本的な操作の指導があり、その後実際に海にこぎ出し、ツーリングを行う。小学生でも自分で漕ぐことができるほか、乗船するだけなら小さい子どもでも可能なので、年齢や体力を問わず参加できるのが魅力だ。ちなみに料金は半日コースで大人6,000円、パドル操作できる小学生4,000円、パドル操作できない子どもは2,000円

「岩崎館」でも、「シーカヤック体験」をセットにした1泊2食付きの宿泊プランなども設け、皆生温泉の新しい楽しみ方を全国にPRしている。

シーカヤック体験による集客増について岩崎さんは「これによってお客さんが大幅に増加したとまでは言えませんが、皆生温泉の一つの目玉にはなっていると思います。去年は300名近い参加者があり、地元はもとより、山陽や関西方面から訪れるお客さんも多いです、リピーターも増えています」と、徐々に増えてきていることを強調する。

この取り組みは、平成20年の「全旅連青年部全国大会」で最優秀賞を受賞し、全国からも高い評価を得ている。

今年からは日本海に沈む夕日を楽しむ「サンセットクルーズ」や、海岸で夕暮れの海を楽しむ「サンセットカフェ」も開催。また「皆生温泉旅館組合」が中心となって、オリジナルの日本酒造りを進めているほか、地元の特産品やスイーツを販売するショップ「皆生横丁・きないや」を今年7月にオープンするなど、各旅館が力を合わせて温泉街を活性化する企画をすすめている。

「企画の中で一番大切にしているのは、期待以上の楽しさやワクワク感を、お客さんに体験してもらおうことと、ちゃんとビジネスとして成り立っていくということ。そうでないと長く続けるのは難しいですし、皆生温泉の活性化につながらないと思います。シーカヤック体験の目標は年間1,000人。そのために今後もいろいろな取り組みを行っていく予定です」と岩崎さん。

若手経営者の熱い思いと努力が、温泉地を盛り上げている。



酒米の田植えや仕込みも青年部のメンバーが行っている



オリジナル純米大吟醸「皆生温泉・海に降る雪・上代」



新規開業等に対する保健所等での生衛法に係る情報提供について

厚生労働省は、新規に生衛業を開業等する営業業者の営業許可申請、届出等の際に、当該営業業者に対して生衛法の趣旨、生活衛生同業組合の活動内容・所在地等の情報提供を行うよう、平成23年7月26日付で、次のとおり各都道府県・政令市・特別区の衛生主管部（局）長あてに通知しました。

この通知は、各業種全国生活衛生同業組合連合会及び生活衛生同業組合の長年の要望を受け

て発出されたもので、組合員の減少が深刻な問題となっている生活衛生同業組合の組織強化・活性化を図る上で極めて重要なものであることから、全国指導センターにおいても、各都道府県指導センターに対し、管下の生活衛生同業組合等と連携し、都道府県等及び所管保健所に、この通知の徹底を図るよう積極的な働きかけを行うように通知しているところです。

健衛発0726第1号
平成23年7月26日

都道府県
各 政 令 市 衛生主管部（局）長 殿
特 別 区

厚生労働省健康局生活衛生課長

新規に開設等する生活衛生関係営業者に対する生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に係る情報提供について

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進する等の方策を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的としており、生活衛生関係営業者には、極めて関連の深い法令の一つです。

生衛法第3条に基づく生活衛生同業組合は、

- ・振興計画を策定し、生活衛生関係営業の諸課題に対応した振興方策を示す、
- ・衛生施設の維持・改善向上・経営の健全化に向けて組合員を指導する、

といった役割を果たしています。

また、生活衛生同業組合に加入する組合員には、

- ・株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）を通じて実施している生活衛生融資による特別金利が適用になる、
- ・福利厚生、共済事業等を実施しており、そうした仕組みを利用できる、
- ・税制上、経営基盤の安定を図るため、特別償却や固定資産税の減免等

といった優遇措置があります。

組合への加入、非加入は、各営業者の任意であります。上記の機能を鑑みて、また、生衛法の趣旨、組合の活動内容等を詳しく知らない新規開設者等がいることも考えられることから、

- ・都道府県（保健所）への営業の許可申請、届出に際して、
- ・一般融資に当たっての都道府県（又は都道府県の委託を受けた都道府県生活衛生営業指導センター）が推薦書の発行申込みを受けた際に、
- ・その他生活衛生関係営業者に対する研修会を実施するなどの際に、

営業者に対して、生衛法の趣旨、関係する組合の内容、所在地、連絡先等について、別添（注）の内容を含む資料を用いるなどして、情報提供を行うようお願い申し上げます。

なお、振興計画を未作成の組合に対して、営業者の営業の振興が計画的に推進され、日本公庫からの貸付に有利な条件が適用されるよう、振興計画の作成に関して、「振興計画を未作成の生活衛生同業組合に対する指導について」（平成23年5月17日健衛発0517第1号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）により通知していますので、念のため申し添えます。

（注）誌面の都合で省略

せいえい 掲示板

♣兵庫県、受動喫煙防止条例制定へ報告書

兵庫県の「受動喫煙防止対策検討委員会」は6月30日、公共性の高い施設の屋内での全面禁煙を義務付ける報告書案をまとめた。県はこれを受け、受動喫煙を防止する罰則付きの条例制定を目指す方針。条例化されれば、神奈川県に次いで都道府県としては2例目となる。

報告書案では、禁煙を義務付ける施設は、

学校や病院、社会福祉施設、銀行、駅、百貨店やスーパー、クリーニング店などのサービス業の店舗などで、喫煙室を新設することも認めない。飲食店や旅館・ホテル、ゲームセンターやカラオケ店などの娯楽施設等については、暫定的に分煙を認める。

♠被災者に散髪サービス

東京都八王子市内に避難している東日本大震災の被災者を対象に、都美容生活衛生同業組合八王子支部の有志が5月から散髪・洗髪サービスを実施している。市内の美容院51店が参加しており、これまで119人の利用申し込みがあった（市住宅対策課、同組合八王子支部調べ）。

このサービスは、同支部の事務局長、花上均さんら支部組合員8人が4月に岩手県釜石市と大槌町で行われた散髪支援活動に参加し

たのがきっかけ。八王子市にも多くの避難者がいることを知り、支部で実施を決めた。

被災者は市内の事情がわからないだけに、散髪の合間の世間話を通じて、近所のスーパーや医院など、生活情報を提供することも多いという。花上さんは「カットとシャンプーを無料にしています。気軽に利用して下さい」と呼びかけている。

市住宅対策課（電話042・620・7260）に申し込み、ボランティア・カット・チケットの交付を受けて最寄りのサービス実施店へ。パーマやカラーは別料金となる。

★経済センサス—活動調査の実施

総務省、経済産業省では、平成24年2月に全ての企業・事業所を対象とした「経済センサス—活動調査」を実施します。

経済センサス活動調査は、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握する我が国唯一の調査であり、全国の全ての事業所を対象に実施することから「経済の国勢調査」と言えるものです。

調査結果は、各種行政施策や学術研究の基礎資料としての利活用だけでなく、経営の参

考資料として事業者の方々にも利用していただくことを目指しております。



生活衛生関係営業対策関連情報

最近の生活衛生関係営業対策に係る動きについてご紹介いたします。

1. 生活衛生関係営業の振興に関する検討会 第3次報告書 [概要]

平成23年7月28日に「生活衛生関係営業の振興に関する検討会第3次報告書」がとりまとめられましたので、報告書の概要を紹介いたします。

生衛業を取り巻く状況について

厚生労働省が平成23年4月に全国生活衛生同業組合連合会と意見交換を行った内容をもとに、生衛業の全業種に共通する状況として代表的モデルが作成されました。

1. 生衛業のプラス面

➤地域密着型で、質の高い商品づくりを行い、長年続く厚い顧客基盤

2. 生衛業のマイナス面

➤零細経営で、経営者が高齢化して後継者難にあり、大規模チェーンストアの進出で経営が容易でない

3. 生衛業に影響を与える外部環境

➤少子高齢化、子育て・共働き世帯の増（社会的孤立の懸念への対応）

➤環境、エコ、清潔、快適に対する意識、消費者選好の高まり

➤震災復興と節電

➤安全、安心への要求の高まり

なお、上記代表的モデルと各生活衛生同業組合が取り組む事業との関係性について整理した資料は、第9回生活衛生関係営業の振興に関する検討会の会議資料として厚生労働省ホームページに掲載される予定です。

税制・融資の措置の活用

生衛業を取り巻く状況を踏まえ、税制・融資の促進が求められる事項が整理されました。

1. 少子高齢化等への対応

➤買い物バス（コミュニティバス）や移動販売バス、移動屋台バスの共同運行

➤共同研修施設の設置による知識・技術の習得

2. 環境、エコ等の高まりへの対応

➤公害防止用設備の特例措置の活用（税制）

➤共同購入資材配送車両の導入促進

3. 震災復興・節電への対応

➤被災地における共同営業施設

➤節電に資する共同蓄電設備

4. 安全・安心への対応

➤建て替えによる耐震化

➤節電に資する共同蓄電設備

また、共同利用施設の特例償却制度について、対象設備の利用促進を1.～4.の分野に重点化した上で、政策税制の維持が必要とされました。

一般貸付に係る都道府県知事の推せん書について

生活衛生貸付のうち一般貸付については、都道府県知事が発行する「推せん書」の添付が求められていますが、融資を受けようとする者の負担軽減の観点から廃止又は推せん書を必要とする基準額（300万円超）の引き上げが必要とする意見と、丁寧な指導を通じて、新規開業者が融資を受けやすくする観点から、基準額を引き下げるべきとの意見が出され、一定の条件整備の上で引き下げることが提言されました。

おわりに

本報告では、第1次報告書の提言に基づく税制及び融資制度の活性化方策の検討のみならず、東日本大震災を踏まえた生衛業の取り巻く状況やこれに対する政策対応がとりまとめられました。

本報告の提言を受けて、平成24年度の概算要求、税制改正大綱において、適切に対応するよう求められています。

(参考) (生活衛生関係営業の振興に関する検討会第3次報告書)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/2r9852000001kc7z.html>

2. 生活衛生関係営業の節電行動の徹底を図るための基本的な考え方について [概要]

平成23年7月に、「厚生科学審議会生活衛生

適正化分科会」を開催し、生活衛生関係営業の節電行動の徹底を図るための基本的な考え方について検討を行い、平成23年8月2日に答申されました。

基本認識

発電施設の損壊による電力制約が継続し、節電の取り組みが広がるなか、生活衛生関係営業の社会的責任として数年にわたり節電の徹底を図ることが求められる。

節電行動による使用電力の抑制

1. 営業者に期待される役割
 - 空調・照明設備等に係る節電
 - 従業員・顧客に対する節電啓発
 - 中長期の節電に資する省エネルギー対応の設備の導入
2. 組合及び連合会に期待される役割
 - 啓発活動や節電行動計画作成の支援
 - 個別訪問の実施、説明会の開催
3. 政府等に期待される役割
 - 時宜に即した対応と情報提供
 - 必要な資金需要に対する円滑な低利融資

新たな需要の取り込み

節電行動の一環として企業が営業活動の短縮・シフト、夏期休業の設定・延長等に取り組む例が増えるなか、新たな消費需要に対応した商品・サービスの提供に努めること。

1. 「朝活」・「アフター4」販促の実施
 - 早朝・夕方における営業時間枠の拡大や新たなサービス等の開発、特別料金の設定
2. 「節電商品」・「節電サービス」の提供
 - 家庭で電気を使わないという視点で新たな商品の開発・提供

(参考) (生活衛生関係営業の節電行動の徹底を図るための基本的な考え方について)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001181b.html>

3. 受動喫煙防止対策について

受動喫煙防止対策助成金の創設について

平成22年12月に行われた労働政策審議会建議を踏まえ、財政的支援の一環として、受動喫煙防止対策に取り組む事業者を支援するため、受動喫煙防止対策助成金を創設します。

<受動喫煙防止対策助成金の概要>

1. 対象事業主

以下の全てを満たす事業主を対象とする。

- ① 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- ② 旅館業、料理店又は飲食店を経営する中小企業事業主（※料理店又は飲食店については、その常時雇用する労働者が50人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下、旅館業については、その常時雇用する労働者の数が100人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下。※労働基準法別表第1第14号に規定する旅館、料理店又は飲食店を営む中小企業事業主。）であること。
- ③ ②の営業を行う事業場で、室内又はこれに準ずる環境において、客が喫煙できることを含めたサービスを提供する場合、喫煙室以外での喫煙を禁止するため、喫煙室を設置する事業主であること。（当面の間、受動喫煙を防止するための換気設備の設置等の措置を含む。）
- ④ 喫煙室設置の際の書類を適切に保管していること。

2. 助成額

喫煙室設置に係る費用の1/4（上限200万円）

3. 予算規模

平成23年度予算 約2.8億円

4. 申請書等提出先

都道府県労働局（健康安全課又は健康課）

5. 開始時期

平成23年10月1日

受動喫煙防止対策の技術的支援について

下記事業が平成23年10月頃開始予定です。

- ・受動喫煙防止対策に係る相談支援業務
- ・職場内環境測定支援業務（測定機器貸出事業）

飲食店における受動喫煙防止対策の実施状況と 消費者からみた店舗の禁煙・喫煙等に対する重視度

日本政策金融公庫 国民生活事業本部
生活衛生融資部 生活衛生情報支援グループ 野俣 剛志

今回は、日本政策金融公庫 国民生活事業が2011年2月に実施した「生活衛生関係営業活性化調査～飲食店の経営取り組みと消費者意識調査～」の結果から、飲食店における受動喫煙防止対策の実施状況や消費者からみた店舗の禁煙・喫煙等に対する重視度などについてご紹介します。

[調査概要]

	飲食店の経営取り組み調査	飲食店に関する消費者意識調査
調査対象	日本政策金融公庫の取引先の飲食店	札幌市、仙台市、東京都（23区）、横浜市、千葉市、さいたま市、金沢市、名古屋市、京都市、神戸市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、熊本市に在住の20代～60代の男女
調査方法	郵送、無記名によるアンケート調査	インターネットによるアンケート調査
回答数	753社	5,126人

受動喫煙防止対策の実施状況 ～実施している企業は4社に1社、全面禁煙の実施割合は1割～

受動喫煙防止対策の実施状況は、「実施している」が26.9%、「実施していない」が73.1%となっており、実施している割合は4社に1社にとどまっています（図-1）。実施している企業（26.9%）の取り組み内容の内訳をみると、「店内を全面禁煙としている」11.8%、「禁煙席に煙が流れない分煙（完全分煙）を行っている」2.6%、「禁煙席と喫煙席を分ける分煙（禁煙席に煙は流れる）を行っている」5.2%、「ランチタイムなど一定の時間帯を禁煙としている」7.3%となっています（図-2）。また、座席数別にみると、座席数が少ない店舗では実施割合が低い傾向があります（図-3）。

図-1 [受動喫煙防止対策の実施状況]

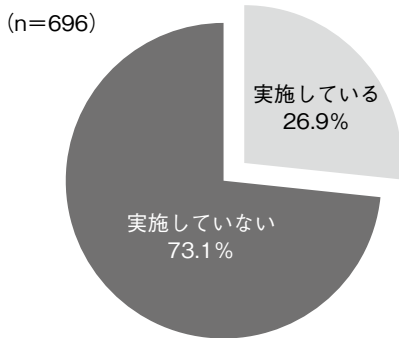


図-3 [受動喫煙防止対策の実施状況（座席数別）]

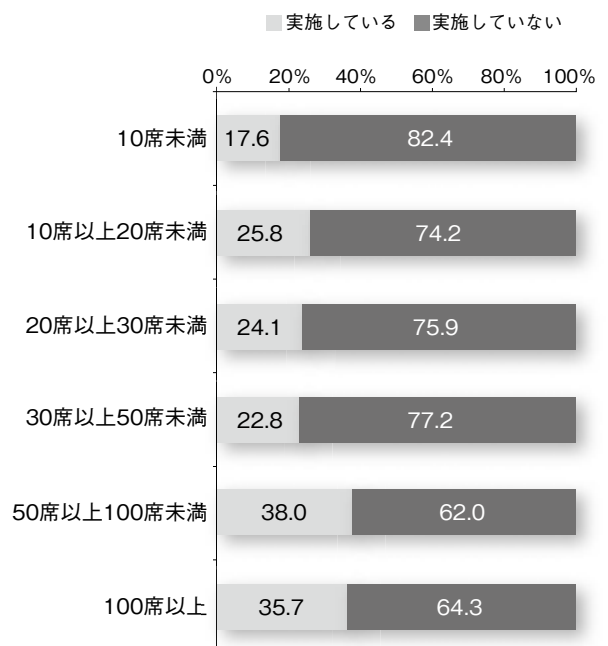
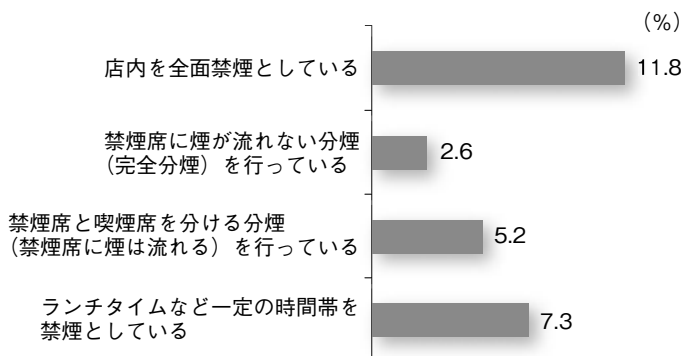


図-2 [実施している企業（26.9%）における取り組み内容の内訳]



受動喫煙防止対策を実施した効果 ～非喫煙者や家族連れ、女性の集客につながっている～

受動喫煙防止対策を実施したきっかけは、「利用客に女性や家族連れが多いため」が53.6%と最も多く、以下、「料理の味や香りを楽しんでもらうため」50.3%、「利用客からの要望」48.0%となっています（図-4）。

また、実施の効果については、「非喫煙者の利用が増えた」が38.4%と最も多く、以下、「家族連れ客の利用が増えた」29.5%、「女性客の利用が増えた」24.0%となっており、受動喫煙防止対策の実施が集客面の効果に結びついていることがうかがえます（図-5）。

図-4 [受動喫煙防止対策を実施したきっかけ]

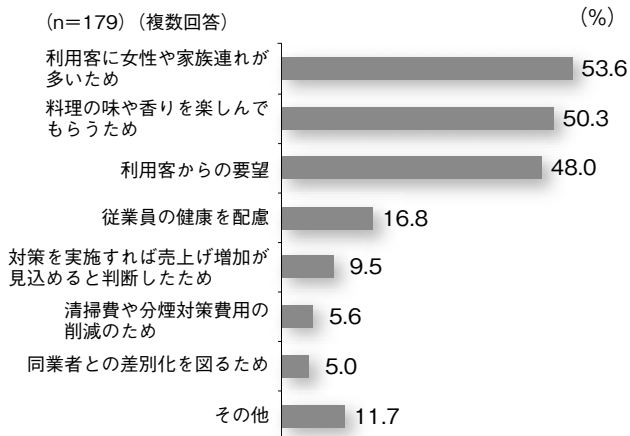
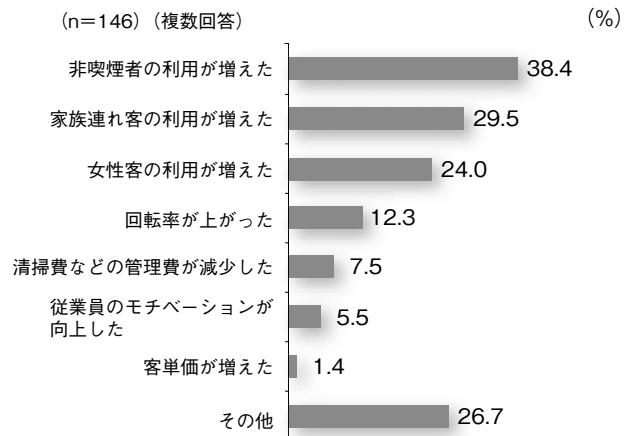


図-5 [受動喫煙防止対策を実施した効果]



消費者からみた店舗の禁煙・喫煙等に対する重視度 ～禁煙を重視している割合が55.9%～

消費者が飲食店の店舗が禁煙・喫煙等であることに対して、どのくらい重視しているかをみると、外食先（夕食）では、「禁煙である」を重視する割合は55.9%となっており、重視しない割合は17.0%にとどまっています（図-6）。

男女別にみると、「禁煙である」を重視する割合は、女性が62.2%と男性を12.6ポイント上回っており、男女ともに60代の割合が高くなっています（図-7）。

図-6 [店舗の禁煙・喫煙等に対する重視度]

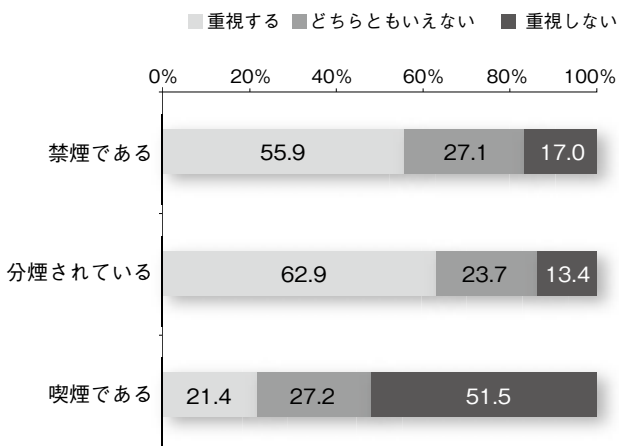
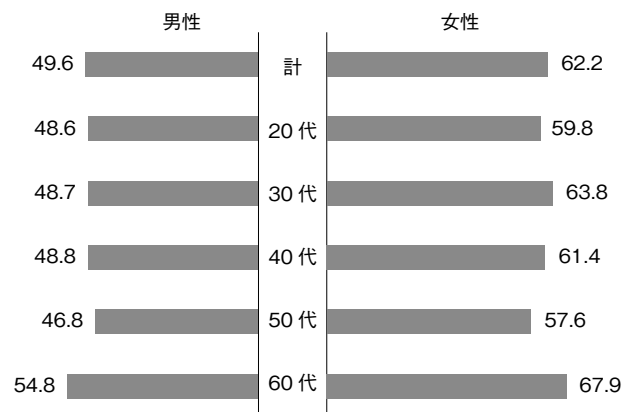


図-7 [店舗が禁煙であることの重視度 (男女年代別)]



個人事業主を狙った悪質商法

〈(株)全国消費生活相談員協会 消費生活専門相談員 柿木富士子〉

消費生活センターは、地方公共団体が運営する消費者からの相談窓口です。事業者（個人事業者を含む）間のトラブルは商取引になるため、センターではあっせん等はできません。しかし消費生活センターに自営業者や中小企業からの問い合わせや相談が少なくありません。

全国の消費生活センターと国民生活センターに寄せられた事業者からの相談事例が国民生活センターのホームページに掲載されています。

「相談事例」

1. 昨日電力会社の社員を名乗る人物が訪問し電気の契約を変更する手続きをしたが、今日電力会社に問い合わせ社員でないと判った。
2. 理容業を営んでいる。自動販売機をリースしないかと訪問され、価格も知らされず屋号をつけて母が契約した。高額なのでやめたい。
3. 自宅兼喫茶店でリース電話の契約をし、既に5年ほど経つがインターネットができないため解約したい。
4. ラーメン屋を営んでいる知人が、訪問販売で店用のレジスターを購入した。騙されたので解約したい。
5. 訪問で店舗名を尋ねられ地域地図を書き換えると言われた。その後料金を求められている。クーリング・オフはできるか。

このようなトラブルに巻き込まれたら

消費者の場合は、「消費者契約法」や「特定商取引法」（以下特商法）が適用され、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフ（解約の意思表示を業者に書面で通知すれば無条件で解約）することができます。

一方、事業者が事業のために屋号や法人名等で販売業者と契約した場合、「騙された」「話が違ふ」と気付いて販売業者に「解約したい」と主張しても、事業者間の取引には、クーリング・

オフが適用されません。販売会社に交渉し、双方合意による「合意解約」をするしかない場合があります。また、リース契約は、原則、中途解約が認められないので特に注意が必要です。訪問販売業者の中には、あきらかに個人自営業主を狙って販売するケースもあります。販売業者は、事業者間の取引は特商法の適用がないのでクーリング・オフはないと主張して、契約解除を拒否しようとします。

契約する前には、商品や役務の詳細はもちろんのこと、契約内容・月額利用料・総額・リースの場合は期間などについても十分に確認することが大切です。契約者が「商業登記をしている」「屋号で契約」「代金を税金対策として計上」している場合などは事業者と判断され、訪問販売で商品を契約しても特商法の適用がありません。特商法は消費者保護のための法律で、事業者間の取引を適用除外としています。しかし、事業用というよりも主として個人用・家庭用に使用するための目的でありながら販売業者の誘導で屋号を使って契約する場合もあり、全てが特商法の適用を受けないわけではありません。

また、最近では業務目的の取引ではないと判断して特商法を拡大解釈し、クーリング・オフが認められた判例もあります。

事例1 消火器の点検作業

「相談概要」

消火器の詰め替え業者が訪れ、「消火器を預かりましたので、ここにサインをください」と言われ、いつも定期的に点検に来ている会社と思い、預かり書にサインをした。後から渡された書類を確認すると、まったく知らない会社で消火剤の詰め替え契約書になっていた。あまりにも高額なので断りの電話をすると、解約を拒否された。

「アドバイス」

近年、事業者が行った消火器点検契約に対しても、クーリング・オフが適用された判例があります。解約の意思表示と消火器の返還要求を内容証明郵便で通知して、粘り強く交渉するよう助言しました。

(参考リンク)

・消火器の訪問点検にご注意（総務省消防庁）
<http://www.fdma.go.jp/html/life/caution.html>
 ・消火器薬剤の訪問販売のクーリング・オフと適用除外

<http://www.kokusen.go.jp/hanrei/data/200401.html>

神戸地方裁判所平成15年3月4日判決

<http://www.fdma.go.jp/html/life/caution.html>
 事業所が、不適切点検業者に対し、点検の際持ち出された消火器の引渡し又はその対価を求めたもので、事業所の主張が認められたものです。上記の判決に対し、不適切点検業者が控訴したもので、不適切点検業者の請求が棄却されました。

平成15年7月30日大阪高等裁判所判決

http://www.fdma.go.jp/html/life/caution_hanrei_fuka.html

事例2 電話機のリース契約

「相談概要」

リース契約をすれば、月々の電話代金が安くなる。支払いは経費で賄えて節約ができるなどと説得され、仕方なしに契約をした。

しかし、冷静になると総額が高額なので解約を申し出ましたが、「クーリング・オフはできない」と拒否された。

「アドバイス」

事業者間の取引にクーリング・オフは適用されません。リース契約の場合、リース会社とユー

ザーとの間に「借受証」が交付されると、リースが開始されます。「借受証」の授受を確認するとともに勧誘時のセールストークなどを思い出し、中小企業相談室や商工会の弁護士に相談するように助言しました。

節電用ブレーカーのリース契約

「東京電力福島第1原発事故がきっかけとなり全国で節電意識が高まる中、「節電できる」「電気代が安くなる」と勧められて節電用ブレーカーのリース契約を結んだものの、中途解約できずにトラブルになるケースが増加している。なかにはリース契約であることを隠したり、電力会社をかたる業者もあり、国民生活センターには原発事故以降、相談が急増。悪質リース被害対策大阪弁護士会にも相談が相次いでおり、集団訴訟も検討している。」と8月5日付け産経新聞は報じています。

騙された、不審だと感じたときはすぐに相談しましょう。

個人事業主の相談先

経済産業局 中小企業相談室	048-600-0334
中小企業庁 相談室	03-3501-4667
中小企業基盤整備機構(中小機構) 「なんでも相談ホットライン」	0570-009111
下請けかけこみ寺 (全国中小企業取引振興協会)	03-5541-6655
社団法人 リース事業協会	03-3595-2801
都道府県等 中小企業支援センター	
居住地の商工会・商工会議所	

いっつもかあさん、ときどきライター



我が家で急増中

ドラッグストア費

高校生の男子に中学生の男女がいる我が家、このところ家計を圧迫しているのは「ドラッグストア費」とでもいうべき、身だしなみ関係グッズにかかる費用である。

朝一番で大量消費されるのは、髪の毛を直すスプレー。シャワーを浴び直したかと思うほどべたべたになった頭で飛び出していくが、爆発状態の髪が相手では、スプレーが気の毒というもの。

トに冷却スプレー、消臭・制汗スプレーを重ねづけして帰宅。この時期、汗と混じってむせ返るようなすごいにおいになっている。ちなみに山岳部の活動とは、25キロの重しを入れたリュックを背負って外階段をひたすら昇降するとい

う、地味なもの。登山に行く時は、少しでも荷物を軽くするため、消臭剤どころか3泊でも風呂なし着替えなしなので、これは別の意味で、尋常ならぬにおいで帰宅する。

お、この要望は認識外！そこを配るのは夫の役目ではないかと思いつつ「ごめん、明日、買ってくるわ」と言うのと、「2〜3週間には1回くらいしか剃ら

へんからいつでもいい」との事(驚)。今までは、夫のひげそりを借用していたらしいが、それもホテルの洗面所についている、使い捨ての小さい品を持ち帰って使用。夫も毎日剃っていないし、次男にいたっては、「散髪に行った時、顔を剃ってもらおうし要ら

常々思っているの
で、娘が脱毛にお金
をつぎ込むことには
少々抵抗があるのだ
が、昔に比べて高性
能な品が登場して
おり、つつい買い込
んで2人でぎやかに「作
業」していると、長男が「俺
もひげそり買って」と遠慮
がちに申し出た。

ん(驚×2)。
我が家の男3人、揃いも
そろって男性ホルモンが少
ない事が改めて判明した。
奮発した高級なひげそり
は、あまり日の目を見ず、
洗面所に静かに横たわって
いる。活躍している女性用
脱毛グッズを見るにつけて
も、「親に似てほしくない
ところが似る」という法則
を思い出して悲しくなる。

おっと明日はドラッグストアのポイント5倍デー！今月もしっかり買い込まねば。(フリーライター)

佐藤カヲル



預かった親戚のダックスフントと我が家の愛犬ミミに囲まれ、次男の夢「犬の王国」も間近？

都道府県生活衛生営業指導センター一覧

H23.9.1 現在

北海道	011-615-2112	東京都	03-3445-8751	滋賀県	077-524-2311	香川県	087-862-3334
青森県	017-722-7002	神奈川県	045-212-1102	京都府	075-722-2051	愛媛県	089-924-3305
岩手県	019-624-6642	新潟県	025-283-5900	大阪府	06-6943-5603	高知県	088-872-4124
宮城県	022-343-8763	富山県	076-442-0285	兵庫県	078-361-8097	福岡県	092-651-5115
秋田県	018-835-0020	石川県	076-262-7776	奈良県	0742-33-3140	佐賀県	0952-25-1432
山形県	023-623-4323	福井県	0776-25-2064	和歌山県	073-431-0657	長崎県	095-824-6329
福島県	024-525-4085	山梨県	055-232-1071	鳥取県	0857-29-8590	熊本県	096-362-3061
茨城県	029-225-6603	長野県	026-235-3612	島根県	0852-26-0651	大分県	097-537-4858
栃木県	028-625-2660	岐阜県	058-216-3670	岡山県	086-222-3598	宮崎県	0985-25-1466
群馬県	027-224-1809	静岡県	054-272-7396	広島県	082-532-1200	鹿児島	099-222-8332
埼玉県	048-863-1873	愛知県	052-953-7443	山口県	083-928-7512	沖縄県	098-891-8960
千葉県	043-307-8272	三重県	059-225-4181	徳島県	088-623-7400		

(財)全国生活衛生営業指導センター賛助会員

(50音順、9月25日現在)

アフラック (アメリカンファミリー生命保険会社)

〒163-0456
東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

株式会社太陽美術

〒135-0024
東京都江東区清澄2-7-11

株式会社ダイワサービス

〒550-0011
大阪市西区阿波座1-5-16 大和ビル

株式会社トーコン・システムサービス

〒113-0033
東京都文京区本郷1-18-6 トーコンビル

アフラック募集代理店(特別)

株式会社ユニバーサルファミリー

〒164-0012
東京都中野区本町4-45-9 ユニバーサルビル

芝サン陽印刷株式会社

〒104-0033
東京都中央区新川1-22-13

社団法人日本サウナ・スパ協会

〒102-0074
東京都千代田区九段南4-8-30 アルス市ヶ谷907

菅原印刷株式会社

〒111-0051
東京都台東区蔵前3-15-1

タカラベルモント株式会社

〒107-0052
東京都港区赤坂7-1-19 タカラ椅子会館内

日本ハム株式会社

〒141-6014
東京都品川区大崎2-1-1

生衛ジャーナル

9月号 平成23年9月発行 通巻399号

■編集・発行 財団法人 全国生活衛生営業指導センター 編集長 小宮山 健彦 編集主幹 坂崎 登
〒105-0004 東京都港区新橋6-8-2 (全国生衛会館2階) TEL 03(5777)0341 FAX 03(5777)0342

■制作 菅原印刷株式会社
〒111-0051 東京都台東区蔵前3-15-1 エスピービル TEL 03(5687)2211 FAX 03(5687)2310
<http://www.sugawara-p.co.jp> E-mail:journal@sugawara-p.co.jp

本誌に掲載した論文などで、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りします。

宝くじは、
地方自治体の公共事業等に
幅広く使われています。

NEW!

ワクワク、
続々。



宝くじの収益金は、
病院や検診車、図書館や動物園、
災害に強い街づくり、
緑あふれる公園、美術館など、
皆様の暮らしに役立てられています。

財団法人 日本宝くじ協会